

## 静岡県公安委員会規則第25号

留置施設の実地監査に関する規則を次のように定める。

令和6年11月12日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

### 留置施設の実地監査に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、静岡県警察が行う留置施設の実地監査（以下単に「実地監査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(実施計画)

**第3条** 静岡県警察本部長（以下「本部長」という。）は、毎年度、実地監査の計画を作成し、静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の承認を受けなければならない。

(実施項目)

**第4条** 実地監査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 留置施設の管理運営に関すること。
- (2) 被留置者の処遇に関すること。
- (3) 護送業務の実施に関すること。

(実施方法)

**第5条** 実地監査は、留置担当官その他の関係職員からの聴取、書類の閲覧、実地の視察その他適当な方法により、毎年度1回以上、各留置施設において実施するものとする。

(留意事項)

**第6条** 実地監査を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 留置施設の規模、構造その他の状況を考慮すること。
- (2) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。
- (3) 必要な限度を超えて関係職員の業務に支障を及ぼさないように注意すること。

(報告)

**第7条** 本部長は、実地監査を実施したときは、その結果を取りまとめ、公安委員会に報告しなければならない。

(実地監査の結果に基づく措置)

**第8条** 本部長は、実地監査の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

**第9条** この規則に定めるもののほか、実地監査の実施に関し必要な事項は、本部長が定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。